

譲渡ボランティア登録申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市動物愛護センター所長

(個人で申請する場合)

〒

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

生年月日

団 体 名

(団体名は、動物愛護団体に所属している場合のみ記載してください。)

(団体で申請する場合)

〒

所 在 地

(ふりがな)

名 称

電 話 番 号

代表者住所

(ふりがな)

代表者氏名

代表者電話番号

代表者生年月日

新たな飼主を探す目的で、名古屋市動物愛護センター（以下「センター」）から、☐子犬・☐成犬・☐子猫・☐成猫・☐その他（ ）の譲渡を受けるため、譲渡ボランティアの登録を申請します。

☐ 1 団体の場合は団体名・代表者氏名及び活動拠点を、個人の場合は氏名及び活動拠点を公表することに同意します。

(活動拠点：)

☐ 2 新たな飼主へ譲渡動物を譲渡するに当たっての取り決めに記載した書類(☐規約・会則(団体の場合)等、☐ホームページ、☐その他（))を添付します。

☐ 3 譲渡動物に關与する金銭を徴収する場合は、その内訳及び使途を記載した書類（☐収支報告、☐その他（ ））を添付します。

☐ 4 次の要件に適合しています。

☐ センターの譲渡事業に協力し、新たな飼主探しを積極的に行うこと。

☐ 活動趣旨が、センターの実施する譲渡事業の趣旨と合致していること。

☐ 3年間以上の譲渡活動経験があること。

☐ 譲渡動物の保管に当たっては、適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。また、必要に応じて獣医師の治療を受けさせること。

☐ 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律その他関連法令等を遵守していること。

☐ 団体の場合、動物愛護センター動物譲渡要綱（以下「要綱」という。）第20条及び第21条に規定する事項の窓口となる指定メンバーを定めること。

☐ 申請者（団体の場合は、代表者、指定メンバー及び飼養施設の管理責任者）は成人であること。

☐ 申請者（団体の場合は、代表者及び指定メンバー）は要綱第5条に定める一般譲渡の飼主の要件及び第6条に定める飼主の遵守事項を理解していること。

☐ 申請者（団体の場合は、飼養施設の管理責任者）は、譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。

☐ 申請者（団体の場合は、代表者及び指定メンバー）は、新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。

☐ 氏名及び活動拠点（団体の場合は、団体名、代表者氏名及び活動拠点）を公表することに同意できること。

☐ 申請者（団体の場合は、指定メンバー）は、センターが実施する講習会を受講していること。

☐ 5 次に掲げる事項を誓約します。

☐ 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、新たな飼主に譲渡するまで責任を持って大切に飼養すること。

☐ 飼養施設の飼育可能頭数を超えないようにすること。また、多頭飼養等で苦情の原因になる事態を生じさせないこと。

☐ 動物の飼養に関する近隣住民からの苦情又は新たな飼主への譲渡に関する苦情を受けたときは、センター所長に速やかに報告し、改善すべき点が確認された場合はセンターの指示に従い速やかに状況を改善すること。

☐ センター及び他の譲渡ボランティアに関し、事実ではない誤情報を市民等に与える等、センターの譲渡事業に誤解を招いたり、支障をきたす行為を行わないこと。

☐ 成犬については譲渡を受けてから30日以内に、子犬については推定年齢で生後90日を経過した日から30日以内に、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。既に当該犬が登録されている場合は、30日以内に所有者の変更を行うこと。

☐ 他の譲渡ボランティアへの再譲渡は行わないこと。ただし、センター所長が認める場合についてはこの限りではない。

☐ 要綱第5条に定める一般譲渡の飼主の要件に適合し、第6条に定める飼主の遵守事項を守ることができる新たな飼主に譲渡すること。

☐ 譲渡動物に関して金銭を徴収する場合は、市民に十分に説明し、理解を得ること。

☐ 前項の金銭の徴収において、譲渡事業を継続させるための費用を超えて過大な利益を得ないこと。

- ☐ 新たな飼主に譲渡するときは、動物の譲渡を受ける者に、動物の気質・性質及び飼養期間中の診療履歴を伝えるとともに、日常の飼養健康管理方法及び適正なしつけ方について十分説明すること。また、マイクロチップの所有明示の案内を行うこと。
- ☐ 新たな飼主に譲渡するときは、センターが実施する講習会の受講を案内すること。または、センターの講習会を受講した者が当該講習会と同程度の講習を実施すること。
- ☐ 新たな飼主が譲渡動物を飼養するにあたっての相談に応じること。
- ☐ センターが実施する譲渡ボランティアの実態調査に協力すること。

☐ 6 センターが実施する講習会の受講履歴は、次のとおりです。

＜センターが実施する講習会は、個人で申請する場合は申請者、団体に申請する場合は指定メンバーに受講していただくことが必要です。団体の代表者、飼養施設の管理責任者についても可能な限り受講をお願いします。＞

	受講者氏名	団体における役割 (団体の場合のみ)	受講年月日
1		☐ 代表者 ☐ 指定メンバー ☐ 飼養施設の管理責任者 ☐ その他 ()	年 月 日
			年 月 日
2		☐ 代表者 ☐ 指定メンバー ☐ 飼養施設の管理責任者 ☐ その他 ()	年 月 日
			年 月 日
3		☐ 代表者 ☐ 指定メンバー ☐ 飼養施設の管理責任者 ☐ その他 ()	年 月 日
			年 月 日
4		☐ 代表者 ☐ 指定メンバー ☐ 飼養施設の管理責任者 ☐ その他 ()	年 月 日
			年 月 日
5		☐ 代表者 ☐ 指定メンバー ☐ 飼養施設の管理責任者 ☐ その他 ()	年 月 日
			年 月 日

＜団体の場合のみ記載してください。＞

☐ 7 センターからの連絡窓口になる指定メンバーは、次のとおりです。(指定メンバー以外の方には、動物をお渡ししません。)

	氏 名	住 所	電話番号
1			① 自宅 ② 日中に連絡のつく電話番号 携帯・()
2			① 自宅 ② 日中に連絡のつく電話番号 携帯・()
3			① 自宅 ② 日中に連絡のつく電話番号 携帯・()

4			①自宅 ②日中に連絡のつく電話番号 携帯・()
5			①自宅 ②日中に連絡のつく電話番号 携帯・()

□ 8 動物を飼養する主な施設は、次のとおりです。

1	所在地		電話番号	
	管理責任者 氏名		飼養可能な 動物・頭数	
2	所在地		電話番号	
	管理責任者 氏名		飼養可能な 動物・頭数	
3	所在地		電話番号	
	管理責任者 氏名		飼養可能な 動物・頭数	
4	所在地		電話番号	
	管理責任者 氏名		飼養可能な 動物・頭数	
5	所在地		電話番号	
	管理責任者 氏名		飼養可能な 動物・頭数	

★ 以下の事項は、動物の譲渡を行う際の参考とするため、申請者（団体の場合は代表者）にお聞きします。

□ 9 ホームページアドレス（http:// ）
メールアドレス（ ）

※公開可能な情報について、該当する□にレ点をつけてください。

連絡用の情報と公開用の情報が異なる場合は、下にご記入ください。

□ ホームページアドレス

□ メールアドレス（公開用メールアドレス： ）

□ 電話番号（公開用電話番号： ）

□ 住所（公開用住所： ）

□10 譲渡ボランティアを行いたいと思う理由を教えてください。

□11 動物の取扱い等に関する資格や経験等がある方がいれば、教えてください。

氏名	団体における役割 (団体の場合のみ)	資格・経験等
	☐ 代表者 ☐ 指定メンバー ☐ 飼養施設の管理責任者 ☐ その他 ()	☐ 動物取扱業者 (☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ 競りあっせん ☐ 譲受飼養 ☐ 第二種) ☐ 訓練士 ☐ トリマー ☐ 動物看護師 ☐ 獣医師 ☐ 愛玩動物飼養管理士 ☐ その他 ()
	☐ 代表者 ☐ 指定メンバー ☐ 飼養施設の管理責任者 ☐ その他 ()	☐ 動物取扱業者 (☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ 競りあっせん ☐ 譲受飼養 ☐ 第二種) ☐ 訓練士 ☐ トリマー ☐ 動物看護師 ☐ 獣医師 ☐ 愛玩動物飼養管理士 ☐ その他 ()
	☐ 代表者 ☐ 指定メンバー ☐ 飼養施設の管理責任者 ☐ その他 ()	☐ 動物取扱業者 (☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ 競りあっせん ☐ 譲受飼養 ☐ 第二種) ☐ 訓練士 ☐ トリマー ☐ 動物看護師 ☐ 獣医師 ☐ 愛玩動物飼養管理士 ☐ その他 ()
	☐ 代表者 ☐ 指定メンバー ☐ 飼養施設の管理責任者 ☐ その他 ()	☐ 動物取扱業者 (☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ 競りあっせん ☐ 譲受飼養 ☐ 第二種) ☐ 訓練士 ☐ トリマー ☐ 動物看護師 ☐ 獣医師 ☐ 愛玩動物飼養管理士 ☐ その他 ()

□12 これまでに飼主がいない動物を譲渡した経験がありますか？

☐譲渡した経験なし

☐譲渡した経験あり（活動年数： 年）

(1) どのような動物を約何頭譲渡しましたか？

☐犬 約 頭 ☐猫 約 頭 ☐その他 () 約 頭

□13 新たな飼主を探すにあたっての配慮や基準がある場合には教えてください。

☐ 別添資料参照

□14 どのような動物を受け入れることが可能ですか？

☐ どのような動物でも受け入れることが可能

☐ 気質・性質に多少の問題があるが、訓練により解決する見込みがある動物

☐健康状態に多少の問題があるが、治療により回復する見込みがある動物

☐持病があるが、投薬等の処置を行うことにより優良な家庭動物となる見込みがある動物

□センターにおいて、長期にわたり、適切な譲渡候補者が見つからない動物

☐比較的高齢だが、優良な家庭動物となる見込みがある動物

□離乳前の動物

□センターで集団飼育するには幼弱な動物

□特定の種類のみのみ（受入可能な種類： ）

☐犬の大きさ（☐大型　・　☐中型　・　☐小型）

□その他（受け入れる動物に条件がある場合は教えてください。）

別添資料参照

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。